

医療費通知(医療費のお知らせ)の発送時期を変更します

岡住民課国保年金班 ☎84-1214

横芝光町国民健康保険では、医療費通知を被保険者の方にお送りしています。

この通知は、被保険者のみなさんの健康管理や医療機関での受診履歴の確認にお役立ていただくことを目的に作成しています。

また、マイナンバーカードをお持ちで健康保険証利用の申し込みが済んでいる方は、医療費通知の情報をマイナポータルで閲覧できます。

発送予定時期

診療月	発送予定時期
令和6年 1月～令和6年 6月	令和6年9月下旬
令和6年 7月～令和6年10月	令和7年1月下旬
令和6年11月～令和6年12月	令和7年3月下旬

※令和5年度までは年4回(6月・9月・1月・3月)発送しています。

したが、令和6年度より、年3回(9月・1月・3月)の発送に変更します。

これまで6月に1月から3月診療分を、9月に4月から6月診療分を送付していましたが、9月に1月から6月までの診療分を送付しますので、ご了承ください。

記載内容

医療費通知には、診療年月、受診者氏名、医療機関名、診療日数、医療費の総額、窓口負担額などが記載されています。

記載内容は医療機関から町に提出された医療費の請求書(診療報酬明細書)に基づいていますので、医療機関からの請求が遅れている場合は、対象診療月内であっても記載されない場合があります。また、保険対象外のもの(入院時の差額ベッドなど)も記載されません。

年金の支給額が改定されます

岡千葉年金事務所 ☎043-242-6320

令和6年度6月支給分(4月・5月分)の年金額が、法律の規定により、前年度から2.7%増額されます。

国民年金(老齢基礎年金)の場合

改定前の月額 満額 66,250円 → 改定後の月額 満額 68,000円

町県民税の納税通知書を発送します

岡税務課住民税班 ☎84-1212

6月中旬に、令和6年1月1日現在で当町に住居登録されている方へ、町県民税の納税通知書を発送します。

なお、令和5年中の収入等の申告がお済みでない方へは町県民税申告書をお送りしますので、お早めに申告をお願いします。

森林環境税が始まります

東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、平成26年度から町県民税の均等割額にそれぞれ500円を加算していた臨時的措施が令和5年度で終了し、令和6年度から、町県民税の均等割と併せて、国税である森林環境税が課税されます。

		令和6年度から(年額)	令和5年度まで(年額)
国税	森林環境税	1,000円	—
県民税	個人住民税	1,000円	1,500円
町民税	均等割	3,000円	3,500円
合計		5,000円	5,000円

※令和5年度と徴収する税額に変更はありません。

個人町県民税の定額減税を実施します

賃金上昇が物価高に追いついていないことによる国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、令和6年分所得税と令和6年度分個人町県民税(所得割額)の定額減税が実施されます。個人町県民税の定額減税については、次のとおりです。

対象

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人町県民税所得割の納税義務者

※令和6年度個人町県民税が非課税の方や均等割及び森林環境税(国税)のみの課税の方は対象となりません。

減税額

本人 1万円

控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する場合は、令和7年度の個人町県民税(所得割額)が減税されます。

定額減税額の確認方法

個人町県民税の納税通知書や税額決定通知書により確認することができます。

定額減税の実施方法

①給与から個人町県民税が差し引かれている方(給与特別徴収) 令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月から令和7年5月までの11か月で徴収されます。

②個人町県民税を納付書や口座振替等により納付している方(普通徴収)

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から減税され、減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次減税されます。

③公的年金から個人町県民税が差し引かれている方(年金特別徴収)

定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から減税され、減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税されます。

※徴収方法が複数に分かれる方は、上記のとおりとならない場合があります。

その他

減税額が令和6年度個人町県民税の所得割額を上回る場合は、給付金(調整給付)が支給されます。詳しくは、町ホームページでお知らせします。

定額減税・給付金に関すること



↑ 内閣官房ホームページ

所得税(国税)の定額減税に関すること



↑ 国税庁ホームページ